

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	政務活動費資料郵送料		
年月日	令和 4年 5月 9日～	年 月 日	金額 470円

目的	政務活動費提出用資料届け出
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

領収書

様		131.5g ¥210	1通	1通 ¥470	
	[証紙引受] 第一種定形外(銀格内) @210				
	特殊取扱 (内訳) 速達	¥260		¥42	
	小計	¥260		¥0	
	郵便物引受合計通数			¥470	
	課税計(10%) (内消費税等 非課税計)			¥1,070	
	合計			¥600	
	お預り金額				
	おつり				



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大塚 2-3-1
取扱日時: 2022年5月9日 13:09
発行No. 220509A7162 端N45箱05
連絡先: 掛川郵便局
TEL: 0570-943-292

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	470円	1/1	470円
		100%	

領 収 書

令和4年5月10日

様

金 4,000円

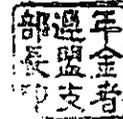
ただし、掛川市職員年金者連盟懇親会費用

上記、正に領収いたしました。

掛川市長谷一丁目1-1 掛川市役所内

掛川市職員年金者連盟

会長 山崎 恒男



支払者: 増田 享大

2-8-5-2

令和4年3月22日

静岡県議会議員 増田 享大 様

掛川市職員年金者連盟
会長 山崎 恒男

令和4年度静岡州市町村職員年金者連盟掛川市支部総会の開催について

早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当支部運営につきまして、ご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の日程により総会を開催いたしますので、公務ご多用とは存じますが、ご臨席を賜りたくお願い申し上げます。県議におかれましては、ご挨拶をいただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 開催日 令和4年5月10日(火曜日)
- 2 場所 掛川グランドホテル 電話0537-23-3333
3階 シャングリラ
- 3 時間 受付 13:00
総会 13:30~14:20
講話 14:30~15:00
講師 静岡州市町村職員年金者連盟事務局長
演題 未定
懇親会 15:30~17:30
会費 4,000円 (男子)

出席

はがき
4/4
投函

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>聴取報告費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告用資料作製費		
年月日	令和4年5月14日～令和 年 月 日	金額	1,550円

目的	県議会定例会の審議状況や県政の諸課題に関する情報を広く県民に広報する為
使途	リニア関連資料コピー代
政務活動・ 県政との 関連性	リニア大井川水問題は県の重要課題であり、その状況を県民に伝えることは最も重要な活動である。

《領収書貼付枠》



掛川柳町店
静岡県掛川市柳町1番地
電話：0537-62-0121

領収証

2022年5月14日(土) 18:17

様

合計 ￥1,550-
(内消費税等 ￥140)

但し、コピー代として
上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願い>
財布・手帳等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折って保管をお願い
いたします。

管理番号：1504876X 00002154

支払者：増田享大

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,550円	1/1	1,550円
		100%	

支出証拠書

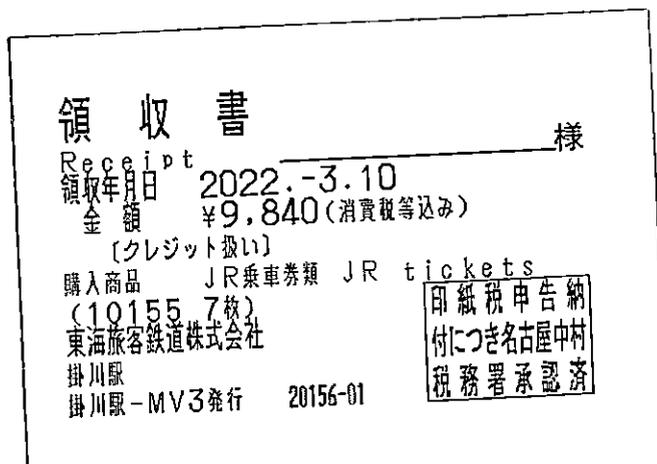
(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田亨大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	選挙区検討委員会打ち合わせ *調査*		
年月日	令和 4年 5月15日～	年月日	金額 3,280 円

目的	選挙区検討委員会打ち合わせ *調査*
使途	交通費 (JR 新幹線: 掛川駅⇄静岡駅 @1,640×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会選挙区に関してである

《領収書貼付枠》

以下に添付して。



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280 円	1/1	3,280 円
		100%	

支出証拠書

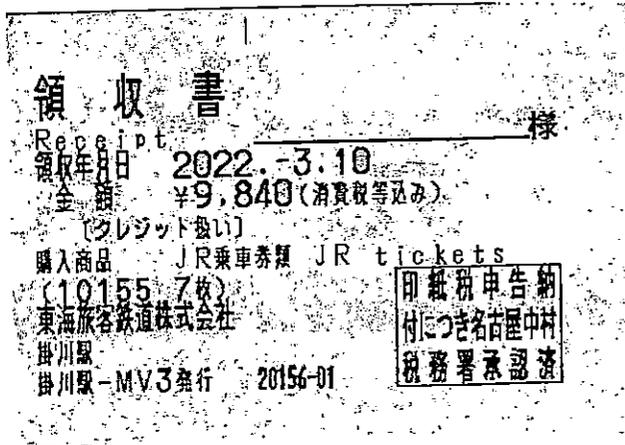
(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 4年 5月16日～	年 月 日	金 額 3,280 円

目 的	県交通基盤部レク
使 途	交通費 (JR 新幹線 : 掛川駅⇄静岡駅 @1,640×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県管理河川に関してである

《領収書貼付枠》

回数券6枚綴り 3・4枚目使用
領収証の原本は 3-8-5-5 に貼付



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280 円	1/1	3,280 円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・懇談情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 4 年 5 月 18 日～	年 月 日	金 額 1,410 円

目 的	議案説明
使 途	交通費 (東名掛川 IC ⇒ 静岡 IC @1,410)
政務活動・ 県政との 関 連 性	県議会において審議する議案に関してである
≪領収書貼付枠≫ <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  <p>ご利用ありがとうございます。 料金は、一旦停車してください。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>利用証明書</p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 5月18日 10時21分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(刀分)</p> <p>-入口料金所- 掛川</p> <p>ETC 有効期限22年 5月</p> <p>会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対応です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号 208-00110953-00</p> </div> </div>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b) 1,410 円
	1,410 円	1/1 100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所電気料		
年月日	令和 4年 5月 18日～	年 月 日	金額 3,081円

目的	政務活動補助を行う事務所電気料
使途	令和4年 5月分
政務活動・ 県政との 関連性	

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(040511)

この受領証は、大切に保管してください。

口座記号番号	00100	5	900116	加入者名	中部電力ミライズ株式会社			
令和 4年 5月分	ご使用期間		4月 8日～ 5月10日 (日程06)					
金額			千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)	
			6	1	6	2		560円
ご依頼人氏名						増田 享大 様		
お客さま番号・契約種別		容量	ご使用量		上記金額の内訳(円)			
		A	kWh					
従量電灯B		60	163		6162			

お支払期日は **6月10日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。

ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。

払込用紙の有効期限は **6月30日** となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター

0570-048-155
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

日 附 印

2022.5.16

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

案分の理由 後援会活動を含むため 按分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,162円	1/2 50%	3,081円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	掛川観光協会大須賀支部総会及び懇親会(意見交換)		
年月日	令和4年5月19日～	年月日	金額 2,000円

目的	掛川観光協会大須賀支部総会及び懇親会(意見交換)
使途	会費
政務活動・ 県政との 関連性	掛川観光協会は、飲食・旅行業を始めとする観光振興に資する事業者の団体であり、県に 備観光振興基本計画があり、意見交換を通じ質問に役立てる。
《領収書貼付枠》	

領収書	増田 享大様	No. _____
	金額	
	2,000円	
	但 令和4年度掛川観光協会大須賀支部懇親会費として	
	令和4年5月19日 上記正に領収いたしました	
	掛川観光協会大須賀支部 会長 内藤澄	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,000円	1/1	2,000円
		100%	

2-8-5-9

令和4年4月26日

県議会議員 増田亨大 様

掛川観光協会大須賀支部
会長 内藤澄夫

掛川観光協会大須賀支部総会及び懇親会について

拝啓、時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より観光行政ならびに当観光協会事業の推進につきまして、格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当観光協会は大東・掛川観光協会と統合し17年目を迎えましたが、大須賀支部として活動を継続して参りますので、引き続き貴職の力強い御支援をお願い申し上げます。

つきましては、令和4年度総会を下記日程により開催いたしますので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、御出席いただきますようお願い申し上げます。

また、総会終了後は新型コロナウイルス感染対策を徹底したうえで、懇親会（会費制）の開催を予定しております。

なお、新型コロナウイルス感染状況によっては、総会および懇親会を中止または変更する場合がございますので、御了承ください。

記

- 1 日時 令和4年5月19日(木) 午後6時～ (受付午後5時～)
- 2 会場 八百甚(中本町) TEL:0537-48-2008
- 3 件目 (1) 令和3年度事業報告(案)及び収支決算(案)について
(2) 令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
(3) 令和4年度掛川観光協会大須賀支部役員会改選(案)について
(4) その他

両方出席
5/6 FAX
済み

- 4 懇親会 ・1人2,000円の会費をお願いいたします。
・当日会場にてお支払いください。

※5月6日(金)までに観光交流課・[]まで出欠の御連絡をお願いいたします。

電話・FAXは下記のとおりです。

5/6までに

掛川観光協会大須賀支部
事務局 []
電話: 0537-21-1121
FAX: 0537-21-1164

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日本赤十字社訪問		
年月日	令和 4年 5月 21日～	年 月 日	金額 1,870円

目的	日本赤十字社静岡県支部訪問
使途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC)
政務活動・ 県政との 関連性	知事が代表の団体であり、ウクライナ人道支援活動の状況調査である。
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>利用証明書</p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-229-0333 (有料)</p> <p>22年 5月 21日 8時39分 車種 普通</p> <p>割引前料金 ¥1,410- 割引 ¥420- ご利用額 ¥990- (外割)</p> <p>-入口料金所- 掛川 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00370811-19</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>利用証明書</p> <p>料金所 菊川</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-229-0333 (有料)</p> <p>22年 5月 21日 11時30分 車種 普通</p> <p>割引前料金 ¥1,250- 割引 ¥370- ご利用額 ¥880- (外割)</p> <p>-入口料金所- 静岡 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-00191102-19</p> </div> </div>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,870円	1/1 100%	1,870円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	掛川市子どもの読書活動を考える会年会費		
年月日	令和4年5月21日～	年月日	金額 1,000円

会の趣旨・目的	同会は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とする。
会の活動内容等	子どもの読書の実態や環境に関する調査・研究、学習会の開催、情報収集と提供、その他子どもの読書環境の整備と推進にかかる活動。
政務活動・県政との関連性	県の教育方針には、子どもの読書活動の推進が目的とされており、県立や各学校等の図書館の環境整備は県の責務である。

《領収書貼付枠》

領収証

令和4年5月 日

72 増田 享大様

¥ 1,000*

但 令和4年度 会費
上記金額正に領収しました

掛川市子どもの読書活動 会

支払者: 増田享大

※ 添付書類: 団体の会則、事業概要、その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,000円	1/1	1,000円
		100%	

第3号議案 令和4年度 掛川市子どもの読書活動を考える会役員(案)

役職名	氏名	役職名	氏名
会長	土井 幸弘	事務局員	[Redacted]
副会長	[Redacted]	事務局員	[Redacted]
事務局長	[Redacted]	事務局員	[Redacted]
事務局員	[Redacted] (会計)	事務局員	[Redacted]
事務局員	[Redacted]	監事	[Redacted]
事務局員	[Redacted] (会報)	監事	[Redacted]
事務局員	[Redacted]	顧問	[Redacted]

掛川市子どもの読書活動を考える会 会則

名称

第1条 この会は、「掛川市子どもの読書活動を考える会」と称する。

本拠・事務局

第2条 この会の本拠・事務局は、下記とする。(事務局長宅)

目的

第3条 この会は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とする。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものとし、社会の一員として、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。これらの計り知れない価値を認識して、読書環境の整備など読書活動に関する諸問題に取り組み、子どもの読書活動の推進に寄与する。

事業

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 掛川市立図書館、保幼・小・中・高等学校、福祉施設、公民館、地域生涯学習センター、その他関係機関等と連携し、子どもの読書環境を整え、読書活動の推進を図る。
- 2 子どもの読書の実態や環境について調査・研究を行い、提言する。
- 3 子どもの読書に関する学習会を行う。
- 4 読書活動に関する情報の収集および提供を行う。
- 5 その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

会員・会費

第5条 この会の会員は、次の資格を有し、会費を納入するものとする。

- 1 この会の目的に賛同し、会の行う事業に参加するものをもって会員とする。
- 2 会費は、年1,000円とする。

役員

第6条 この会には、次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 事務局長1名 事務局員若干名 監事2名
 なお 顧問を置くことができる

第7条 役員は、年度の最初の総会において、会員より選出する。

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会の業務を総括し、この会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 事務局員は、この会の事務を行う。
- 4 会長、副会長、事務局長、事務局員で運営委員会を組織し、会の運営を行う。

会議

第10条 総会は、年1回開き、会長が召集する。運営委員会は、必要に応じて会長が召集する。

会計

第11条 この会の会計は、次の通りとする。

- 1 この会の事業に要する費用は、会費・寄付金をもってあてる。
- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

会則の発効

第12条 この会則は、平成15年12月6日から効力を発する。

平成16年5月15日 一部改正
 平成17年5月14日 一部修正
 平成30年5月13日 一部改正

現金用

4年5月23日

振込金受取書(兼手数料受取書)

振込先 京州夢咲 ④ 協会 銀行 支店	本店(所)	金額	十萬	百萬	千	円
お受取人 フリガナ 仁ノヒカリトシ おなまえ 家の光図書 フリガナ コスタ タカヒロ おなまえ 増田 享大 おところ 〒4436-0053 西(053) 21-2700 掛川市弥生町 96	5266	現金類 未決済小切手 枚			7	8489
貯金振替 起算日 指定日		手数料徴取区分 1:前納 2:後納 9:不要			1336	

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店



印紙
(200円)
組合員または
振込金+手数料
5万円未満は
非課税

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

JAバンク

振込依頼書ZJ5-KWJ11 3.3.2019.11.47(14)

3-8-5-12

F A X 送 信 票

FAX0537-21-2707

送信日	令和 4 年 4 月 11 日
	増田 亨大 様
送信枚数	1 枚 (送付書含む)
発信者	遠州夢咲農業協同組合 組合員ふれあい室 〒437-1593 静岡県菊川市下平川 6265 TEL 0537-73-6997 FAX 0537-73-6917
いつもお世話になっております。	
『家の光』につきましてご購読いただきありがとうございます。	
下記の通りご購読代金についてご案内させていただきます。	
記	
1. 購読代金のお振込みについて	
*1年分購読代金 9,411円(R4.5月号~R5.4月号)	
629円(2.3.6.8.10.11月号) 922円(1.4.5.7.9月号)	
1,027円(12月号) 採年訂正	
※ ⁰ 合計9,411円 - 922(R5.4月分) = <u>8,489円</u>	
・振込み先	遠州夢咲農協 本店
・口座種類、番号	(その他)別段貯金 0005266
フリガナ	イエノヒカリトシヨ
・口座名	家の光図書
よろしく願いいたします。	

(3-8-4-4)
9-8-5-12

F A X 送 信 票

FAX0537-21-2707

送信日	令和 3 年 4 月 1 日
	増田 享大 様
送信枚数	1 枚 (送付書含む)
発信者	遠州夢咲農業協同組合 組合員ふれあい室 〒437-1593 静岡県菊川市下平川 6265 TEL 0537-73-6997 FAX 0537-73-6917
いつもお世話になっております。	
『家の光』につきましてご購読いただきありがとうございます。	
下記の通りご購読代金についてご案内させていただきます。	
記	
1. 購読代金のお振込みについて	
R3. 4月号と5月号からのご購読についてご入金をお願いいたします。	
*R3. 4月号代金 922円	
*1年分購読代金 9,411円(R3.5月号~R4.4月号)	
629円(2.3.6.8.10.11月号) 922円(1④5.7.9月号)	
1,027円(12月号)	
※ 合計10,333円	
・振込み先	遠州夢咲農協・本店
・口座種類、番号	(その他)別段貯金 0005266
フリガナ	イエヒカイトシヨ
・口座名	家の光図書
よろしく願いいたします。	

現金用

振込金受取書(兼手数料受取書)

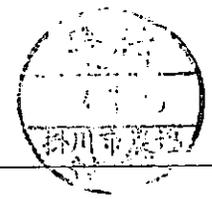
4年5月3日

振込先 JA 遠州夢咲 本店(所)	金額 十萬 百万 千 円 ¥31476
お受取人 フリガナ JA 遠州夢咲「日本農業新聞」様 おなまえ JA 遠州夢咲「日本農業新聞」様	現金類 未決済小切手 枚 貯金振替 起算日・指定日
ご依頼人 フリガナ 増田 孝大 様 おなまえ 増田 孝大 様 おとこ 千 436-0053 町(0537) 1-2700 掛川市孫生町196	手数料徴収区分 1:即時 2:後納 9:不要 手数料(税込) ¥1550

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店



印紙 (200円) 組合員または振込金+手数料 5万円未満は 非課税

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

JAバンク

振込料率表 (2019.11.29)

3-8-5-13

F A X 送 信 票

FAX0537-21-2707

送信日	令和 4 年 4 月 11 日
	増田 享大 様
送信枚数	1 枚 (送付書含む)
発信者	遠州夢咲農業協同組合 組合員ふれあい室 〒437-1593 静岡県菊川市下平川 6265 TEL 0537-73-6997 FAX 0537-73-6917
いつもお世話になっております。	
「日本農業新聞」をご購読いただき、ありがとうございます。	
下記の通りご購読代金についてご案内させていただきます。	
記	
1. 購読代金のお振込みについて	
R4. 4月からの購読についてご入金をお願い致します。	
*1ヶ月:2,623円	
*1年分購読代金 <u>31,476円</u> (@2,623×12ヶ月)	
・振込先 遠州夢咲農協 本店	
・口座種類、番号 (その他)別段貯金 0006624	
フリガナ ジェイエイエンスユウユメサキ「ニホンノウギョウシンブン」	
・口座名 JA遠州夢咲「日本農業新聞」	
以上、宜しくお願い致します。	

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	掛川倫理法人会年会費(令和4年4月~令和5年3月分)		
年月日	令和4年5月23日~	年月日	金額 120,330円

会の趣旨・目的	倫理法人会は、企業経営者が経営倫理を学び企業が発展することによって「日本創生」を目指している。全国各地の企業経営者や諸団体のトップらが会員として入会し、会員相互の勉強会や資料提供により、社会情勢等について知識の向上と理解の増進を図る。
会の活動内容等	会員を参加対象とするモーニングセミナーの開催、並びにテキストの配布、経営者の集い、経営講演会や各種セミナーを実施する。
政務活動・県政との関連性	県には中小企業支援条例が制定されており、本県経済の中核を担う企業経営者らの学びを通じた意見や提言を聴取し、県の施策展開や議会の質問に役立てる。

《領収書貼付枠》

島田掛川信金全国しんきんネット

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日 04 05 23 15130117-0116

お取引店 取込店番・受付番号

お取引金額

お取引金額 ¥120,000*

お取引後残高

お引出

お引出 手数料 ¥330 通帳員

時刻 14:23

説明コード

島田掛川信用金庫

島田木支店

お取引番号 0000217463

お取引先 掛川カカワリンクリネウジツンカイ様

家マスタ 9カヒロ様 0537-21-2700

内訳

島田掛川信用金庫

※添付書類：団体の会則 ~~事業概要~~ その他(規程)

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	120,330円	1/1 100%	120,330円

倫理法人会規程

(総則)

- 第1条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。
- 第2条 本規程の改廃は、当所常任理事会の議決による。

(目的)

- 第3条 本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基礎に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを築き、共尊共栄の精神に開いた健全な経営を奨励し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

(活動)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。
 1. 倫理経営の普及。
 2. 倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催。
 3. 富士教育センターでの各種セミナーの受講推進。
 4. その他目的を達成するために必要な活動。

(会員)

- 第5条 本会の構成員は次に定めるものとする。
 - (1) 当所正会員で本会に登録した者
 - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
 - 第6条 会費は次のとおりとする。月額1円 1万円（何円でも可）。
 - 第7条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
 - 第8条 第6条の会費は、法人会許に充てる。
 - 第9条 会員は次の場合、退会とする。
 1. 会員からの申し出によるとき。
 2. 会員である法人が解散したとき。
 3. 除名されたとき。
 4. 第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。
- 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事がこれを除名することができる。
1. 定款その他の規則に違反したとき。

第11条

3. その他除名すべき事由があるときは、社員総会の議決によって、理事がこれを除名することができる。

会員間の金銭の貸借および商取引などのトラブル、及び会員間の争い等については、当所及び本会は責任を負わないものとする。

事件や刑事事件などについては、当所及び本会は責任を負わないものとする。

(組織)

- 第12条 本会は、都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の許可を要する。
 1. 本会を、都道府県倫理法人会とする。
 2. 会長以下必要な役職者（規程第15条）を置く。
 3. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表し、正会員とする。
 4. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と総称する。

- 第13条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および単位倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。
 1. 正倫理法人会の設立は100社以上とする。
 2. 単位倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
 3. 会長以下必要な役職者（規程第16条）を置く。

- 第14条 前条の認可基準を満たさない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所法人局内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、法人局担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。
 1. 正倫理法人会の場合
単位倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
 2. 単位倫理法人会の場合
統合、あるいは廃止とする。
 3. 解散処置
「倫理法人会憲章」の精神に背き、法人局の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

(役職)

- 第15条 都道府県倫理法人会には、以下の役職者を置く。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
 3. 幹事長 1名
 4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
 5. 事務長 1名

- 6. 副事務長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。
- 7. 監査 1～2名
- 8. 地区長 各地区1名
- 9. 副地区長 各地区1名に限り置くことができる。
1千社を超える都道府県、もしくは広域地域では組織活性化のため地区を組織できる。地区は5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。
- 10. 各委員長 1名
- 11. 各副委員長 1名に限り置くことができる。
- 12. 相談役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
- 13. 顧問 必要に応じて3名以内置くことができる。

- 第16条 単位倫理法人会には、以下の役職者を置く。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 2名以内
 3. 専任幹事 1名
 4. 副専任幹事 1名に限り置くことができる。
 5. 事務長 1名
 6. 副事務長 1名に限り置くことができる。
 7. 監査 1～2名
 8. 幹事 10名以上を原則とする。
 9. 相談役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
 10. 顧問 3名以内置くことができる。所属の重複を妨げない。

- 第17条 本会の全役職者の任期は1年とし、兼任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。

- 第18条 本会の全役職者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。

- 第19条 本会の全役職者は、家庭倫理の会の全役職者との兼務はできない。

- 第20条 本会の全役職者は、以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。
 1. 当所の名譽を傷つけた場合。
 2. 本会の運営・活動を妨げた場合。

(運営)

- 第21条 本会は、担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 第22条 本会は、必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 第23条 本会の活動資金は、本部よりの助成金、活動による果実、寄付金などによって充てる。
- 第24条 本会は、年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 第25条 本会の役員等、会員に対する出張旅費及び庶用などに関する費用は、各会が費用に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

(補則)

- 第26条 本会の諸活動などでの、特定の商品の宣伝的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。また、本会の役職者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの首行、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。

- 第27条 役職者及び会員が、公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。
 1. 役職者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
 2. 本会の役職者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。
 3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

(附則)

- [改定実施日]
- 第28条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

沿革

- 制定 平成25年9月2日
- 改正 平成28年11月22日 一部改訂
- 令和3年3月27日 一部改訂

3-8-5-14

令和4年 3月 11日

静岡県議会議員 増田 亨大 様

拝啓 軽暖の候、貴殿ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は掛川市倫理法人会活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、掛川市倫理法人会の会費（1年分 R4年4月～R5年3月）をご請求させて

戴きます。

御手数をお掛け致しますが、お振込の程よろしくお願い致します。

敬 具

記

◇振込先 島田掛川信用金庫 桜木支店

普通預金 0217463

◇名 義 掛川市倫理法人会 事務局代表 XXXXXXXXXX

◇金 額 120,000円（誠に恐れ入りますが、振込料は貴殿にて

ご負担下さいますようお願い申し上げます）

以 上

静岡県掛川市倫理法人会

会 長 兵 藤 敦 志

〈事務局〉

〒436-0224 掛川市富部 251-1

TEL.0537-62-3658 FAX.0537-62-3655

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年5月26日～	年月日	金額 2,820円

目的	選挙特レク
使途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC @1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	選挙特に関してである

《領収書貼付枠》



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 掛川
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 5月26日15時31分
車種 普通
通行料金 ¥1,410-

(外訳)
-入口料金所- 静岡
ETC 有効期限27年 5月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号204-00941502-00



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 静岡
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 5月26日12時58分
車種 普通
通行料金 ¥1,410-

(外訳)
-入口料金所- 掛川
ETC 有効期限27年 5月
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号208-00171229-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820円	1/1 100%	2,820円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請講話費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年5月27日～	年月日	金額 2,820円

目的	交通基盤部レク
使途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC @1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県管理道路に関してである
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>利用証明書</p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0933 (有料)</p> <p>22年 5月27日15時54分 車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(外訳)</p> <p>-入口料金所- 掛川 ETC 有効期限27年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号211-00111523-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>利用証明書</p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0933 (有料)</p> <p>22年 5月27日18時20分 車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(外訳)</p> <p>-入口料金所- 静岡 ETC 有効期限27年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01681751-00</p> </div> </div>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820円	1/1 100%	2,820円

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	大日本報徳社年会費		
年月日	令和4年5月27日～	年月日	金額 7,582 10,110 円

会の趣旨・目的	公益社団法人大日本報徳社は、報徳訓のもと、地域社会の発展を図るため、報徳運動を実践することを広める活動を行っている。
会の活動内容等	毎月の常会や総会、適宜開催される勉強会や研修会、講演会の開催。
政務活動・県政との関連性	道徳学習や県民生活の向上は県の重要施策である。

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	002704	1311	加入者名	公益社団法人大日本報徳社	金額	10000	依頼人	増田享大 様	料金	110円	備考	現金私 (23010)
郵便局	4		千		百	十			掛川郵便局			

R4年4月～R412月
9ヶ月分
10,110円 × 9/12ヶ月
= 7,582円

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

※ 添付書類：団体の会則 ~~事業概要~~ その他 (定款)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	7,582	1/1	7,582
	10,110 円	100%	10,110 円

公益社団法人大日本報徳社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大日本報徳社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに寄与する事業
- (2) 社会福祉に寄与する事業
- (3) 教育・文化・産業に寄与する事業
- (4) 環境保全に関する事業
- (5) 報徳に関する事業と啓発
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の者をもって構成する。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入社した個人又は団体
- (2) 賛助社員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

2 前項第1号の社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「法人法」という)上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき社長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、社長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、会議のつど出席社員の互選で定める。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分の承認
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権に算入する。この場合において、本条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を社長に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
 - (2) 監事 3人以上5人以内
- 2 理事のうち1人を社長とする。
- 3 社長以外の理事のうち2名以内を副社長、1名を専務理事とする。
- 4 社長及び副社長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 社長、副社長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 社長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副社長は社長を補佐し、専務理事は理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、社員総会の議決した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条第1項で定める最低限度額とする。

第6章 顧問、参事、講師

(顧問)

第29条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名をもって構成する。
- 3 顧問は、重要事項について社長の諮問にこたえる。
- 4 顧問は、社員総会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(参事)

第30条 この法人に参事を置くことができる。

- 2 参事は、若干名をもって構成する。
- 3 参事は、運営に関する事項について社長の諮問に答える。
- 4 参事は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 参事の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(講師)

第31条 この法人に講師を置く。

- 2 講師は、若干名をもって構成する。
- 3 講師は、報徳思想の普及のため、講演及び社員の指導に当たる。
- 4 講師は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 講師の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社長、副社長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、社長が招集する。

- 2 社長が欠けたとき又は社長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、社員総会の承認を要する。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、社長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、社長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

~~**第41条** 社長は、公益社団法大及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。~~

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款の変更は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の社長は榛村純一、副社長は中村雄次とし、最初の専務理事は宮川正夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、平成25年2月27日からこれを実施する。（第5条 法人の構成員及び第13条 開催の変更）

<別表第1 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
預金	恩賜基本金 27,662円	掛川市農業協同組合	普通預金
預金	推薦基本金 2,448,673円	掛川市農業協同組合	普通預金
建物	仰徳学寮	掛川市掛川 1183-2	昭和13年取得

<別表第2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
建物	大講堂	掛川市掛川 1183-2	平成19年12月取得
建物	仰徳記念館	掛川市掛川 1183-2	昭和13年取得
建物	淡山翁記念報徳図書館	掛川市掛川 1183-2	昭和2年取得
建物	冀北学舎	掛川市掛川 1178	昭和13年取得
構築物	門 道德門	掛川市掛川 1183-2	明治42年取得
構築物	門 経済門	掛川市掛川 1183-2	明治42年取得
什器備品	書画 無尽蔵	伊藤博文 書	大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	岡田良一郎 肖像画 黒田清輝画	大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	安居院義道庄七 肖像画	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 坐像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮金次郎 像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮先生 村民表彰像	中庭展示
什器備品	美術品 掛軸	23幅	報徳図書館展示

公報発第 47 号
令和4年 3月 11日

公益社団法人大日本報徳社
個人社員 各位

公益社団法人大日本報徳社
社長 鷺山恭彦

令和4年度 公益社団法人大日本報徳社個人社費納入について(お願い)

3/18
(金)

春風の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日ごろより、報徳社運動の推進につきましてご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度の社員総会を3月11日(金)に開催し、「令和4年度事業計画・予算」が認められ、社費につきましては昨年と同額にさせていただくことになりました。

つきましては、誠に恐縮ですが6月30日(木)までに個人社費(年会費)のご納入をお願いいたします。

本状と行き違いでご納入いただいた場合には、お詫び申し上げます。

記

- 1 個人社費 10,000円 (報徳誌年間購読料含む)
- 2 納入期日 6月30日(木)

※社費納入の際に発行される「控え」をもって、会費納入の領収書に代えさせていただきます。領収書の発行を希望される方はご連絡連絡下さい。

公益社団法人大日本報徳社
専務理事 [REDACTED]
事務局長 [REDACTED]
電 話 : 0537-22-3016
F A X : 0537-23-5523

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話料		
年月日	令和 4年 5月27日～	年 月 日	金額 4,141 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段		
使途	令和4年 5月請求分		
政務活動・ 県政との 関連性			
<<領収書貼付枠>> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 増田 享大 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2022年 5月ご請求分 金額(円) ¥8,283-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 取 日 附 印 56105 5.27 [REDACTED]</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p> </div>			

22.5.27 ◀

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 按分する	8,283 円	1/2	4,141 円
		50%	

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	0537-21-2700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

3-9-5-19

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TAX
◆0537-21-2700			
◇NTT西日本ご利用分	6,303		
	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	4月 1日～ 4月30日 合 計
	-1,790	光もっともっと割	2023年07月～2023年08月以 外の解約は解約金がかかります
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	4月 1日～ 4月30日 合 計
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2	4月 1日～ 4月30日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。
	100	ひかり電話対応機器使用料	4月 1日～ 4月30日 合 計
	200	複数チャンネル使用料	4月 1日～ 4月30日 合 計
	100	追加番号使用料	4月 1日～ 4月30日 合 計
	656	ひかり電話 (通話料)	4月 1日～ 4月30日 翌月への 繰越額は304円です。
	-656	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	4月 1日～ 4月30日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。
	64	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	4月 1日～ 4月30日 合 計
	6	ユニバーサルサービス料他	4月 1日～ 4月30日 2番号分 のご請求となります。
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各銀行 随分間でお支払いいただく場合の手数料 です。
	573	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	6,303	(小計)	

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1、1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tec.or.jp/telephonerelay_service_suspport/ga/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するの
 にご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事
 業協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されていま

M30821211001 02037 01981

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>聴取報告</u> ・要請情報提供費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	予算箇所表郵送料		
年月日	令和 4年 5月27日～	年 月 日	金額 1,974 円

目的	県予算に関する情報を広く県民に広報する為
用途	予算箇所表郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	県の予算やその執行状況は県民の生活に直結しており、それを県民に伝えることは最も重要な活動である。

《領収書貼付枠》

領収書

様		25.5g	21通	21通	
	[証紙切手引受]	¥1,974			
	第一種定形				
	@94				
	小計	¥1,974			
	郵便物引受合計通数	21通			
	課税計(10%)	¥1,974			
	(内消費税等	¥179)			
	非課税計	¥0			
	合計	¥1,974			
	お預り金額	¥10,000			
	おつり	¥8,026			



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2022年 5月27日 9:54
発行No.220527A2301 端NO6箱01
連絡先：掛川水垂郵便局
TEL:0537-23-1116

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,974 円	1/1 100%	1,974 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO 法人 f.a.n. 地域医療を育む会 年会費		
年月日	令和 4年 5月29日～	年 月 日	金額 2,000 円

会の趣旨・目的	地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、医療や健康に関する市民目線での普及啓発を通じて、地域の保健・医療及び福祉の向上に寄与する。
会の活動内容等	地域医療講演会・勉強会の開催、「子どもの救急対応ガイドブック」の作成、出張出前講座の開催。
政務活動・県政との関連性	県には保健・医療計画があり、適切な医療環境整備とともに、適切な受診環境の整備に向けた取り組みを進めている。

〈領収書貼付枠〉

領 収 証

増田享大 様 No. _____

★ ￥2,000-

内 訳 但 正会費

現金 _____

小切手 /

手形 /

消費税(10%) _____

消費税(8%) _____

内税額計 _____

R4年 5月29日 上記正に領収いたしました

NPO法人
f.a.n.
地域医療を育む会

収入印紙

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(注釈)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,000 円	1/1	2,000 円
		100%	

- はじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

- (任期等)
- 第15条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

- (欠員補充)
- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

- (解任)
- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- (報酬等)
- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- (職員)
- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

- (種別)
- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- (構成)
- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。
- (権限)
- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の取益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな債務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項
- (開催)
- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (招集)
- 第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- (議長)
- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
- (定足数)
- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- (議決)
- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

NPO法人 f.a.n. 地域医療を育む会定款

第1章 総則

- (名称)
- 第1条 この法人は、NPO法人 f.a.n. 地域医療を育む会という。
- (事務所)
- 第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

第2章 目的及び事業

- (目的)
- 第3条 この法人は、中東遷地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、住民自らが健康の維持増進を図り、医療等に関する関心を高めるとともに医療、健康、福祉、介護との絆を深め、地域保健・医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

- (特定非営利活動の種類)
- 第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動

- (事業)
- 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域医療に関する啓発・情報発信事業
 - ② 地域医療に関する学習会開催事業
 - ③ その他、法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

- (種別)
- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人及び団体

- (入会)
- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込む

- のとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

- (会費)
- 第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- (会員の資格の喪失)
- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

- (退会)
- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- (除名)
- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

- (種別及び定数)
- 第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

- (選任等)
- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

- (職務)
- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があら

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を課することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び改正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(繰越の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

- 7 -

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付託すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

- 8 -

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

- 5 -

- 6 -

2-8-5-21

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

副理事長

理事

同

同

監事

同

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費 2,000円(1年間分)
 - (2) 賛助会員会費(個人)1口 500円(1口以上)(1年間分)
賛助会員会費(団体)1口5,000円(1口以上)(1年間分)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請託報酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務研費・人件費		
内容	聖教新聞購読料		
年月日	令和 4年 5月31日～	年 月 日	金額 1,934円

目的	公明党の主張・活動・意見等の学びを通じた県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和4年4月分購読料 (@1,934)
政務活動・ 県政との 関連性	同党は国内における主要政党であり、同党に寄せられる住民要望や意見をもとに活動する多くの党員や議員も存在し、それらの主張や意見を学び県政の施策展開の参考とする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

増田 享大 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

領収日 5月3日

2022年4月分

領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞*	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象
(8%対象
0)
1,934)

販売店 大塚 秀訓
住所 藤枝市青南町4-9-45
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271

お申込No.



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,934円	1/1 100%	1,934円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務研費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和 4年 5月31日～	年 月 日	金額 1,550 円

目的	県政に関する情報収集
使途	令和4年 5月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

2022年 5月分 領収証 発証No. [REDACTED]

増田 たかひろ (事) 様

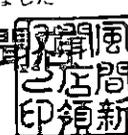
銘柄	部数	金額	合計金額
静岡新聞単※	1	3,100	¥3,100 (8%対象 3,100円) <small>(消費税込み)</small>

※ は軽減税率対象

購読料のお支払いは手数料無料の口座振替が便利です。

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました

(有)風間新聞
掛川市駅前 4 - 6
TEL 0537-24-4811



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 按分する	3,100 円	1/2	1,550 円
		50%	

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		18円 × km / 1km	4,706

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 増田享大



納品書(領収書)
2022年05月11日 16:43
売上
工力一ド会員様
6-372534-49994-000
現金会員
車両番号
0026-00
レギュラー
P-23
実車番
56.64L

合計 158円
消費税10%対象
内消費税等
お預り
お釣り
カード番号
ポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

31P 28P
31P 28P
OP OP
OP OP
13287P 13259P
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。
現金でお買上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。
ENEOS7ロンティア南関東
D Dセルブ掛川インター店
静岡県 掛川市上張863-1
TEL:0537-22-2299 SS-372534
LINE No 4662-03
アプリ No1187-1189
999監視スタック 2022/05/21

お知らせ
燃料油価格の表示には政府の補助
金を含んでいます。

納品書(領収書)
2022年05月21日 16:31
売上
工力一ド会員様
6-372534-49994-000
現金会員
車両番号
0026-00
レギュラー
P-08
実車番
62.14L

合計 158円
消費税10%対象
内消費税等
お預り
お釣り
カード番号
ポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

31P 31P
31P 31P
OP OP
OP OP
13287P 13259P
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。
現金でお買上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。
ENEOS7ロンティア南関東
D Dセルブ掛川インター店
静岡県 掛川市上張863-1
TEL:0537-22-2299 SS-372534
LINE No 4662-03
アプリ No1187-1189
999監視スタック 2022/05/21

お知らせ
燃料油価格の表示には政府の補助
金を含んでいます。

案分の理由 後援会活動・私用を含むた め案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	18,824円	1/4 25%	4,706円